

高知市文化プラザ長寿命化整備事業に関する実施方針を定めたので、公表する。

令和2年7月21日

高知市長 岡崎 誠也



高知市文化プラザ長寿命化整備事業  
実施方針

高知市

令和2年7月21日

## 《目 次》

第1 事業内容に関する事項	1
1. 事業名称	1
2. 事業対象地の概要	1
3. 公共施設等の管理者等	1
4. 事業目的	1
5. 事業の対象となる公共施設等の名称及び位置付け	1
6. 事業概要	2
7. 事業方式等	2
8. 本事業のスケジュール	3
9. 法令等の遵守	3
第2 特定事業者の募集及び選定に関する事項	4
1. 特定事業者の募集及び選定方法	4
2. 特定事業者の募集及び選定の手順	4
第3 特定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
1. 基本的考え方	10
2. 予想されるリスクと責任分担	10
3. 本事業の実施状況の監視(モニタリング)	10
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	11
1. 立地に関する事項	11
2. 施設計画の考え方	11
第5 事業計画又は契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
1. 係争事由に係る基本的な考え方	12
2. 管轄裁判所の指定	12
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	13
1. 特定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	13
2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	13
3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合	13
4. その他	13
第7 本事業における市の支援に関する事項	14
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	14
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	14
3. その他の支援	14
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	15
1. 議会の議決	15
2. 応募に伴う費用負担	15
3. 担当窓口	15
別紙ー1 本事業の事業スキーム	16
別紙ー3 リスク分担案	18

高知市（以下「市」という。）は、高知市文化プラザ長寿命化整備事業（以下「本事業」という。）の実施を設計施工一括での発注を予定している。

本実施方針は、本事業を実施する民間事業者（以下「特定事業者」という。詳細は、「別紙 - 1」を参照。）の選定等に関し示すものである。

## 第 1 事業内容に関する事項

### 1. 事業名称

高知市文化プラザ長寿命化整備事業

### 2. 事業対象地の概要

所在地：高知市九反田 2 番 1 号

敷地面積：7,201.27 m<sup>2</sup>

※別紙 - 2 事業対象地の案内図 参照

### 3. 公共施設等の管理者等

高知市長 岡崎 誠也

### 4. 事業目的

高知市文化プラザは、平成 13（2001）年の竣工から 18 年を経過し、電気・空調・給排水衛生設備や各ホールに設置された舞台機構・照明・音響設備などの経年劣化により、大規模な設備更新が喫緊の課題となっている。そのため、長期に渡り高知市文化プラザを安全かつ機能的に活用していくための施設整備（長寿命化及び利便性・機能性の向上）や、整備によるサービス水準及び集客力の向上について、公民連携による様々な可能性を調査・把握し、効果的・効率的な発注を検討するため、平成 30 年度にサウンディング型市場調査を、令和元年度には高知市文化プラザ劣化度調査及び整備基本計画策定業務を実施した。

これらの検討結果を踏まえ、市は、令和 4 年 4 月から令和 5 年 6 月までを高知市文化プラザの休館期間として設定し、民間ノウハウの活用により、効果的・効率的な高知市文化プラザの改修整備を実施するため、設計施工一括発注方式により事業を推進する。

### 5. 事業の対象となる公共施設等の名称及び位置付け

#### (1) 名称

高知市文化プラザ（以下「本施設」という。）

#### (2) 施設の位置付け

市は、上記施設を「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条に定める公の施設として位置付けている。

## 6. 事業概要

### (1) 総則

本施設の構成は以下のとおりである。

- ① 高知市文化プラザ  
(大ホール, 小ホール, 市民ギャラリー, スタジオ, ミュージアムショップ)
- ② 高知市中央公民館
- ③ 横山隆一記念まんが館
- ④ 店舗 (カフェ, レストラン)
- ⑤ 駐車場
- ⑥ 外構 (広場, 緑地, 通路等)

### (2) 特定事業者の業務範囲

特定事業者は, 本施設の設計及び改修を行う。

特定事業者の業務の概要は, 以下のとおりである。また, 市と特定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については別添の「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 要求水準書 (案)」(以下「要求水準書 (案)」という。)に示すとおりである。

- ① 設計業務
- ② 改修工事業務

### (3) 事業期間

本施設の設計, 改修及び開館準備期間は, 事業契約の締結日から本施設の休館終了予定である令和5年6月30日までとする。

なお, 本施設の改修のための長期休館期間は令和4年4月1日～令和5年6月30日までを予定している。

## 7. 事業方式等

### (1) 事業スキーム

本事業における事業手法は, 民間ノウハウの活用による効果的・効率的な整備を実施するため, 設計施工一括発注方式とする (詳細は, 別紙-1を参照)。

### (2) 施設の引渡し等

- ① 形態: 施設の改修工事完了後に, 市が特定事業者から引渡しを受ける。
- ② 工事価格: 市が決定する基準 (募集要領で提示予定) 以下で, 特定事業者が提案する額とする。

### (3) 契約の形態

市は, 特定事業者のうち, 本施設の設計業務を担当する者 (以下「設計企業」という。)及び改修業務を担当する者 (以下「建設企業」という。)と, 本事業に係る設計施工一括契約 (以下「特定事業契約」という。)を締結する。(本事業の事業スキームは, 別紙-1を参照のこと。)

### (4) 特定事業者の収入

市は, 本施設の設計, 改修工事に関する業務に係る対価として, 市が行う完成確認検査を実施した後に, 特定事業契約においてあらかじめ定める額を支払う。

なお、本施設の改修に当たっては、長寿命化事業として公共施設等適正管理推進事業債を適用することを想定している。

## 8. 本事業のスケジュール

本事業実施のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| ① 特定事業契約の締結        | 令和3年3月        |
| ② 設計業務期間           | 令和3年4月～令和4年3月 |
| ③ 主たる改修工事業務期間      | 令和4年4月～令和5年3月 |
| ④ 開館準備期間           | 令和5年4月～令和5年6月 |
| ⑤ リニューアルオープン（供用開始） | 令和5年7月        |

※ 本施設の改修は、令和5年3月31日までに事業者自らが行う中間検査を済ませること。

## 9. 法令等の遵守

特定事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則等）を遵守すること。

## 第2 特定事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 特定事業者の募集及び選定方法

市は、本事業に係る債務負担行為（又は継続費）を決議した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、民間事業者が募集要領で規定する参加資格要件を満たし、かつ提案内容が要求水準書を満足する内容であることを前提に、公募型プロポーザル方式によって特定事業者を選定する。審査内容は、資格審査、内容審査及び価格審査等を総合的に行う。

### 2. 特定事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 特定事業者の募集・選定スケジュール（予定）

特定事業者の募集及び選定のスケジュールは以下のとおりである。

① 実施方針等説明会・現地見学会1回目の実施	令和2年7月31日
② 直接対話1回目の実施	令和2年8月5日、6日 (参加希望により調整)
③ 実施方針等に関する質問・意見の締切	令和2年8月21日
④ 実施方針等に関する質問・意見の回答	令和2年9月上旬
⑤ 募集要領等の公表	令和2年10月上旬
⑥ 現地見学会2回目の実施	令和2年10月上旬
⑦ 直接対話2回目の実施	令和2年10月中旬
⑧ 募集要領等に関する質問の締切	令和2年10月下旬
⑨ 募集要領等に関する質問の回答	令和2年11月上旬
⑩ 提案書受付	令和2年12月下旬
⑪ 候補者の選定、公表	令和2年1月
⑫ 仮契約の締結	令和2年2月
⑬ 特定事業契約の締結	令和2年3月

※1回目の実施方針等説明会・現地見学会・直接対話に参加していない場合でも、2回目の現地見学会・直接対話に参加することが出来る。



(2) 特定事業者の募集手続等

① 実施方針等説明会・現地見学会1回目の実施

実施方針等の説明会を本施設で実施する。説明会后、市の案内のもと、本施設の状態について、現地見学会①を実施する。

説明会日時	令和2年7月31日(金) 13時から ※ 12時45分から受付を開始する。
説明会会場	高知市文化プラザかるぽーと9階 第3学習室
参加申込期限	令和2年7月29日(水) 17時まで
参加申込方法	様式1 実施方針説明会参加申込書に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出すること。件名は「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 説明会等申込●●」(●●は提出企業名)とする。 なお、参加人数は、様式1に示す人数とする。
現地見学会①	実施方針等説明会后、すぐに、市の案内のもと、本施設の状態について、現地見学会①を実施する。 市の案内に基づき実施するため、自由に館内を視察できないことに留意すること。また、案内において原則質問は受け付けない。概ね1時間程度を予定している。
留意事項	当日は資料の配付を行わないため実施方針等については、参加者において用意すること。 説明会参加者のうち希望者には、本施設の竣工図等をPDFデータにて提供可能である。希望者は、USBもしくはCD等の記録メディア及び参加代表者(原則、様式1に示す連絡担当者)の印を持参すること。

② 直接対話1回目の実施

本事業及び募集の趣旨について、民間事業者の理解促進を図るため、募集要領等の公表に先立ち、市と民間事業者との直接対話を実施する。

直接対話1回目の日時	令和2年8月5日(水)、6日(木) 直接対話1回目への参加申込者に対して、別途、市から開催日時を通知する。
会場	高知市たかじょう庁舎3階 選挙管理委員会会議室 (高知市鷹匠町2丁目1-43)
参加申込期限	令和2年7月31日(金) 17時まで
参加申込方法	様式2 直接対話1回目参加申込書に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出すること。件名は「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 直接対話1回目申込●●」(●●は提出企業名)とする。 なお、参加人数は、様式2に示す人数とする。
留意事項	原則非公開とする。ただし、市が必要と認めた場合、募集要領公表時の資料に反映する可能性がある。なお、候補者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、候補者を選定するための提案内容を拘束するものではない。

③ 実施方針等に関する質問・意見及び回答

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

質問・意見提出締切	令和2年8月21日（金）17時まで
質問・意見への回答	令和2年9月8日（火）17時まで 市のホームページにて公表する。
提出方法	様式3 実施方針等に関する意見・質問書に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出。件名は「高知市文化プラザ長寿命化整備事業 質問書●●」（●●は提出企業名）とする。
留意事項	質問を提出した企業名は公表せず、また、意見表明と解されるものには回答しないことがある。

④ 募集要領等の公表

実施方針に関する質問等及び特定事業の選定の手続等を踏まえ、令和2年10月上旬を目途に募集要領及び付属資料（要求水準書、選定基準書、事業契約書案等）を公表する。

⑤ 現地見学会2回目の実施

実施方針等の説明会を本施設で実施する。説明会后、市の案内のもと、本施設の状態について、現地見学会②を実施する。なお、詳細については募集要領公表時に示す。

⑥ 募集に関する資料の公表方法

募集手続に関するスケジュールについては、適宜、市のホームページにより公表する。

### (3) 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、単体企業又は、複数の企業等（以下「構成企業」という。）で構成される共同企業体（以下、単体企業又は構成企業で構成される共同企業体を「応募者」という。）とし、応募手続きを代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

#### ① 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 単体企業又は構成企業は、市が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない。資格審査の詳細については、募集要領公表時に提示する。
- イ 共同企業体は、応募に当たり、代表企業、構成企業を明らかにし、いずれの業務を実施する企業名を明らかにすること。また、代表企業は建設企業とすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。
- ウ 共同企業体の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承認を得て変更することができる。
- エ 共同企業体を構成する企業は、単体企業又は他の共同企業体の代表企業、構成企業になることはできない。

#### ② 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

##### ア 共通事項

- a. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者
- b. 募集要領等の公表日から契約締結日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- c. 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、高知市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- d. 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号の

いずれにも該当しない者

- e. 国，高知県，市に収めるべき税金等を滞納している者でないこと。
- f. 改修工事業務に関し共同企業体を組成する場合は，構成企業は高知市内に営業所又は本社を有する者であること。
- g. 本事業に係るアドバイザー業務を委託した八千代エンジニアリング株式会社（同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- h. 選定委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

イ 設計業務を行う企業は，以下の要件を満たしていること。

- a. 本市の令和元・2年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格を有する者。
- b. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c. 設計企業は，平成11年以降に業務が完了した，又は令和2年度内に業務が完了予定の観客席数●席以上のホール・劇場施設（会議目的のコンベンション施設等を除く）の新築工事の実設計実績があること。

ウ 改修工事業務を行う企業は，以下の要件を満たしていること。

- a. 令和元・2年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録があること。
- b. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- c. 代表企業となる建設企業においては，以下の要件を満たすこと。
  - ・ 建築一式工事の格付けにおいて，経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P）が1,500点以上の者であること（令和元・2年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加者資格審査時における総合評定値とする）。又は，電気設備工事の格付けにおいて，経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P）が900点以上の者であること（令和元・2年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加者資格審査時における総合評定値とする）。
  - ・ 平成11年以降に完成，引渡し完了した，観客席数750席以上のホール・劇場施設（会議目的のコンベンション施設等を除く）の新築工事の施工実績があること。

(4) 審査及び選定に関する事項

審査及び選定に当たっては、以下のとおり行うものとし、詳細については、募集要領等において示す。

① 選定委員会の設置

特定事業者の選定に当たり、市は学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、あらかじめ定めた選定基準に基づいて提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。

② 選定委員会の審査事項

審査は、提案書を対象に、提案価格（本事業に要する費用）及びその他の事項について総合的に評価を行う。

### 第3 特定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

#### 2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と特定事業者の責任分担は、原則として別紙-3に定めるとおりとし、具体的な事項については、募集要領及び特定事業契約において定めることとする。

#### 3. 本事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、特定事業者が実施する本施設の設計、改修業務について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、特定事業契約に定める。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 立地に関する事項

本事業敷地	: 高知市九反田2番1号
敷地面積	: 7,201.27 m <sup>2</sup>
用途地域	: 商業地域
形態規制	: 以下のとおり
a. 建ぺい率	: 80%
b. 容積率	: 400%
c. 防火地域	: 準防火地域
e. 斜線制限	: 道路斜線規制
f. 日影規制	: なし

### 2. 施設計画の考え方

施設内容、規模、配置等は、要求水準書（案）を参照。

## 第5 事業計画又は契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と特定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従う。

### 2. 管轄裁判所の指定

特定事業契約に関する紛争については、公共施設等の管理者等の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。



## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1. 特定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 特定事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める特定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、市は特定事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。特定事業者が当該期間内に修復をすることができなかった場合、市は特定事業契約を解約することができる。
- (2) 特定事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が特定事業契約を解約した場合、特定事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2. 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 特定事業契約で定める市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、特定事業者は特定事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号により特定事業者が特定事業契約を解約した場合、市は、特定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 3. いずれの契約当事者の責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力事由その他市又は特定事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、市及び特定事業者双方は、本事業の継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び特定事業者は、特定事業契約を解約することができる。

### 4. その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

## 第7 本事業における市の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、法制上及び税制上の措置の支援は予定していない。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、サービス対価の支払いの他、財政上及び金融上の措置の支援は予定していない。

なお、本事業は、長寿命化事業として、公共施設等適正管理推進事業債の活用を予定している。

### 3. その他の支援

市は、特定事業者が本事業実施に必要な許認可等に対し、必要に応じて協力を行う。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

本事業に関する予算措置として市は債務負担行為（又は継続費）の設定を行う。また、特定事業契約に関する議会議決を予定している。

### 2. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

### 3. 担当窓口

高知市教育委員会事務局 生涯学習課

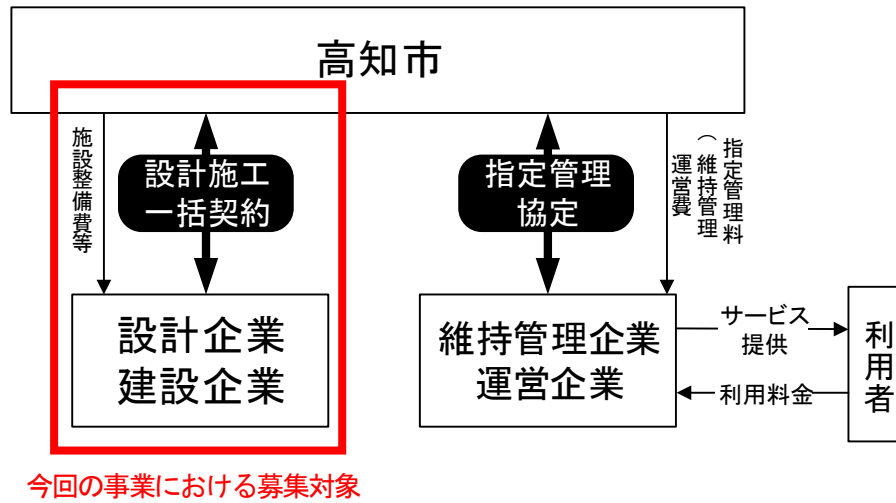
電話：088-821-9215

FAX：088-821-9217

メールアドレス：kc-200600@city.kochi.lg.jp

ホームページ：<https://city.kochi.kochi.jp/soshiki/79/>

別紙-1 本事業の事業スキーム



※1：下記，2者を総称して「特定事業者」という。

- ①設計企業（設計業務を行う企業）
- ②建設企業（改修工事業務を行う企業）

※2：設計，建設企業と結ぶ設計施工一括契約を本事業における「特定事業契約」という。

別紙-2 事業対象地の案内図



別紙-3 リスク分担案

○：リスク負担者  
△：一部リスク負担者

発生区分	リ ス ク			リスク分担	
	No	リスク項目	リスクの内容	市	特定事業者
共通	1	募集要領に係るリスク	募集要領・仕様書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
	2	公募に係るリスク	応募費用に関するもの		○
	3	議会の議決リスク	議会の議決が得られない場合	○	○
	4	業務実施企業等に関するリスク	業務を委託し、又は請け負わせる企業(業務実施企業)その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○
	5	支払遅延・支払不能リスク	市の支払いの遅延	○	
	6		特定事業者の市への支払いの遅延(発生する場合)		○
	7	資金調達リスク	本事業の実施に関する費用の市の資金調達に関する責任	○	
	8	行政リスク	市の事業方針の変更によるもの	○	
	9	許認可取得・維持リスク	市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの	○	
	10		特定事業者が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの		○
	11	法令等関連リスク	法制度・許認可等の新設・変更に関するもの(本事業にのみ影響を及ぼすもの)	○	
	12		法制度・許認可等の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)		○
	13	税制関連リスク	本事業に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動	○	
	14		上記以外の税制変更によるコスト変動		○
	15	物価リスク	建設期間中の物価のインフレ・デフレ	△※1	○
	16	デフォルトリスク (不履行・怠慢・遅延に関するもの)	要求水準あるいは契約書で求めるサービスのレベルあるいは成果が下がった場合		○
	17		市の事由による業務基準の変更、債務の不履行	○	
	18		特定事業者の事業放棄、経営破綻によるもの		○
	19	社会リスク	業務に対する市民対応、要望、苦情等に関するもの		○
	20		業務における環境保全に係るもの(騒音、振動、臭気、あるいは資源化等)		○
	21		本事業を実施すること自体への住民反対やその他市が別途本事業に対して実施する事業に関するもの	○	
	22	不可抗力リスク	不可抗力(大規模な天災(大地震、大噴火等)又は人的災害(戦争、放射能、テロ等))により生じる増加費用及び損害	○	△※2
	23	第三者賠償リスク	市の提示条件又は指示を直接の原因として第三者に及ぼした損害	○	
	24		上記以外の事由を原因として第三者に及ぼした損害		○
	25	市の関連業務に関するリスク	市が本事業に関連して別途発注する業務において市が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任	○	△

○：リスク負担者  
△：一部リスク負担者

		リ ス ク		リスク分担	
発生区分	No	リスク項目	リスクの内容	市	特定事業者
設計段階	26	設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
	27		特定事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
	28	測量・調査 リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
	29		特定事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	30	遅延リスク	市の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	○	
	31		特定事業者の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		○
改修工事段階	32	用地リスク	建設に関する資材置き場の確保		○
	33		地中障害物、土壌汚染に関するもの	○	
	34	建設費増大 リスク	市の要請による費用超過、建設遅延によるもの	○	
	35		特定事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	○	△
	36		上記以外のもの		○
	37	工事遅延・ 未完リスク	市の要請による工事の遅延又は完工しない場合	○	
	38		特定事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	○	△
	39		上記以外のもの		○
	40	設備機器・ 備品等納品遅延リスク	特定事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○
	41	工事監理リスク	工事監理に関するもの		○
42	一般的損害 リスク	使用前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、又は事故による第三者への賠償等に関するもの		○	

※1：物価変動等が一定程度を超える割合で上下した場合、調整する。より詳細な調整方法については、募集要領等において提示する。

※2：原則として市の負担とするが、一定の金額までは特定事業者が負担する。より詳細な負担割合は、募集要領等において提示する。